

「SNS等を活用した相談体制整備事業」に係る業務委託
企画提案を受ける公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、SNS等を活用した相談体制整備事業における相談業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルについて必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務名

SNS等を活用した相談体制整備事業

3 委託業務概要

SNS等を活用した相談業務を一括して委託する。

- (1) 委託業務時間内のSNS等を活用した相談業務
- (2) 相談内容の記録及び報告業務
- (3) 緊急対応が必要な相談内容に係る連絡業務
- (4) その他必要と認められる業務

※ 詳細は、別添「仕様書」のとおり

4 委託業務時間

平日（月曜日～金曜日） 17時～22時

5 契約上限額

金9,948,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ なお、契約額の算出に当たっては、平成31年9月30日以前の納期に係る分の消費税及び地方消費税は8%（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下同じ）、平成31年10月1日以降の納期に係る分の消費税及び地方消費税は10%として算出するものとする。

6 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から企画提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が最優秀提案者を委託候補者として決定する。

7 プロポーザル参加資格要件

(1) 応募者一般資格要件

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべ

き税金を滞納していないこと。

エ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を開始していない者であること。

オ 埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

カ 埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (2) 緊急時、速やかに対応できる者を確保でき、セキュリティ管理体制が整っている者であること。
- (3) 業務時間に業務責任者、相談責任者及び2名以上の相談員を配置し、原則として相談員のうち1名は公認心理師の資格を有する者を配置できる者であること。
- (4) 他の施設等で相談業務実績を有している者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定によるプライバシーマーク制度の認定を有すること、又は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認証を取得していること。
- (6) 『『SNS等を活用した相談体制整備事業』に係る業務委託仕様書』の内容を確実に履行できるものであること。
- (7) 本事業の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

8 公募型プロポーザル参加申込手続

(1) 提出書類

ア 「参加申請書」（様式第1号） ※必ず代表者印を押印すること。

イ 「誓約書」（様式第2号） ※必ず代表者印を押印すること。

ウ 「登記事項証明書」

- ・ 提出日において発行日から3ヶ月以内のもの
- ・ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

エ 納税証明書（提出日において発行日から3ヶ月以内のもの）

- ・ 埼玉県の県税事務所等が発行する納税証明書（未納がないことの証明）
- ・ 税務署が発行する納税証明書（未納がないことの証明）

オ プライバシーマーク制度による資格又は「ISO27001」の認証資格を証明するものの写し

様式等は、埼玉県教育委員会ホームページよりダウンロードできます。URLは以下のとおり。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 平成31年5月10日（金）午後5時15分まで

(4) 提出場所 埼玉県教育局県立学校部生徒指導課（埼玉県庁第二庁舎4階）

(5) 提出方法 持参若しくは郵送により提出すること。郵送の場合は「簡易書留」とすること。

(6) その他 公募型プロポーザルに参加しようとする者を対象に事業説明会を実施する。

9 事業説明会の実施

(1) 対象者 公募型プロポーザルに参加申込手続をした者

- (2) 開催日時 平成31年5月13日(月) 午後4時から午後5時まで(受付開始午後3時45分)
- (3) 開催場所 埼玉県庁 第3庁舎 講堂
- (4) 費用 参加に要する経費等は、参加者の負担とする。
- (5) その他 説明会を欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

10 企画提案書の提出手続

- (1) 提出書類 「11 提出書類」のとおり
- (2) 提出部数 15部(1部は正本、他14部はコピー可)、左側を2箇所ホチキスで留める。
パンフレット等ホチキス留めできないものは別にし、各15部提出する。
- (3) 提出期限 平成31年5月24日(金) 午後5時15分まで
- (4) 提出場所 埼玉県教育局県立学校部生徒指導課(埼玉県庁第二庁舎4階)
- (5) 提出方法 持参若しくは郵送により提出すること。郵送の場合は「簡易書留」とすること。
- (6) 返却等 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 費用負担 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (8) その他
 - ア 参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。
 - イ 提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例(平成16年埼玉県条例第65号)に基づく情報公開請求の対象となる。
 - ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届(様式自由)を生徒指導課に持参又は郵送により申し出ること。

11 提出書類

(1) 企画提案書

ア 会社概要(様式任意)

提案者名、本社所在地、会社の設立年月、従業員数、資本金、最新年度の売上金、業務内容、ホームページアドレス、本県を担当する支社(支店)名を記載すること。

イ 本事業に関する業務実績(様式任意)

国又は地方自治体等の公的機関から委託を受けた類似業務について、受託業務名、委託者、契約期間、契約金額、業務内容を記載すること。また、その他本事業に関する類似業務について該当がある場合は記載すること。(それぞれ最大5件まで)

ウ 相談業務の概要及び特徴等について(様式任意)

『SNS等を活用した相談体制整備事業』業務委託企画提案選定要綱 別表 審査基準』に対応した内容とすること。

エ 受託業務に対応する業務組織体制、実施体制について(様式任意)

『SNS等を活用した相談体制整備事業』業務委託企画提案選定要綱 別表 審査基準』に対応した内容とし、また担当者数、組織図を記載すること。

(2) 見積書（様式不問。ただし内訳を明記すること。）

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に、平成31年9月30日以前に履行が完了する場合は108分の100に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下同じ。）を、平成31年10月1日以降に履行が完了する場合は110分の100に相当する金額を加算した金額を算出し、見積書に記載すること。

(3) 提案事業に係る既存事業の広報媒体（印刷物）等

12 質問及び回答

(1) 質問事項は、質問書（別紙1）に内容を簡潔にまとめて記載し、平成31年5月15日（水）午後5時15分までに生徒指導課へ電子メールにて送付すること（電話不可）。

提出先アドレス a6740@pref.saitama.lg.jp

(2) 回答は、平成31年5月17日（金）午後5時15分までに説明会参加者全員に電子メールにて送付する。

13 プレゼンテーション及び提案書類の審査

(1) 開催日時 平成31年5月31日（金）～6月5日（水）のいずれか1日

具体的な日時、場所は平成31年5月27日（月）までに提案者宛てに連絡する。

(2) 開催場所 埼玉県庁または周辺の会場（予定）

(3) 説明時間 各提案者30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）

(4) 資料 本要領で定めた提出書類のみで説明すること。その他の資料は使用しないこと。

(5) 留意事項

ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること。プレゼンテーションの会場における資料の配布や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認められない。

イ プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとする。

ウ プレゼンテーションを行う者は、3名までとする。

エ 企画提案参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することは認められないものとする。

オ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としないものとする。

14 審査選考

(1) 委託候補者の選定

提出書類及びプレゼンテーションに基づき選定委員会において審査し、選定委員会の評価点数が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められるものを委託候補者として選定する。

(2) 審査基準及び内容

『SNS等を活用した相談体制整備事業』業務委託企画提案選定要綱 別表 審査基準のとおり。

(3) 選定結果

審査の結果については、平成31年6月7日（金）までに電子メールにて通知する。

15 審査対象からの除外

- (1) 他の応募提案者と応募提案の内容その意思について相談を行った場合。
- (2) 契約候補者の選定前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (3) 契約候補者の選定を行う選定委員会に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

16 契約の締結

選定された委託先候補者は、提出書類に基づき、委託業務詳細仕様書を県教育委員会と協議するものとし、県教育委員会と委託先候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、委託契約を締結することとする。

なお、委託先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約先候補者に事故等が発生した場合は、審査順位が2番目の者と改めて協議を行う。

また、協議のうえ、企画提案書の内容の一部を変更する場合がある。

17 契約保証金

- (1) 上記16により県教育委員会と合意に達した受託予定者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項各号の規定に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

18 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

19 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 第2庁舎4階

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課 総務・登校支援・中退防止担当 和久井・吉村

電 話 048-830-6745

F A X 048-830-4952

メール a6740@pref.saitama.lg.jp